研究ノート

「仮名手本忠臣蔵」の作者

—『忠臣蔵岡目評判』と並木宗輔

内

山

はじめに

二位並木千柳(宗輔)、第三位三好松洛であるが、これは執筆の実 立作者であり続けたはずである。 見西行」七月「夏祭浪花鑑」三年正月 に並木千柳の名で立作者として迎えられ 間歌舞伎作者を勤めた後の延享元年(一七四四) 態を反映していない。並木宗輔は、 瑠璃正本および番付の作者名順位は、 名ももとの並木宗輔に復し、 第一位)、 「仮名手本忠臣蔵」(寛延元・一七四八年八月初演、 実態としては寛延三年度(一七五〇)限りで竹本座をやめ、 豊竹座の立作者に戻るまで、竹本座で 延享二年度のはじめ、 第 「楠昔噺」、 (延享二年二月 「軍法富士 一位竹田出雲(二世)、 秋か冬に、竹本座 いずれも正本で 竹本座) 即ち二年 の浄 第

> その次に「上上吉」で安田蛙文・三好松洛・竹田小出雲と並ぶが、 小出雲は十一年遅れる。 では三好松洛より後に置かれている。宗輔初作に松洛の初作は十 数ヶ月後に元祖出雲が没し二世出雲となる竹田小出雲は、 木宗輔の次に、肩書・評語付き「上上吉」が為永千牒(蝶)・春草堂 **惣助はしらず」と別格の大家とされている。『操曲浪花芦』では並** と評される並木宗輔は、 的に並ぶ扱いで「功 ているのは疑う余地がなく、寛延三年(一七五〇)刊の歌舞伎劇書 『古今役者大全』でも、 大上上吉 京大坂の作者の現状を批判する中で「並 現役世代としては最上位の作者と認めら なお元祖は宗輔に先んずること三年。 並木宗輔 是も名人並木惣すけ この時点

みによるとせざるを得ない としていた。それが翌寛延元年の正本上で逆転するのは、 の執筆者としての実力とは関係なく、座本 も作者歴でも、 「仮名手本忠臣蔵」の前年、 並木宗輔 (千柳) と竹田小出雲との格の違 延享四年前半の時点で、 「竹田出雲」 の名前 一般的 二世 、は歴然 0) 出 評

係を確認する。 次に寛延元年以前における「仮名手本忠臣蔵」と三人の作者の

- が深い。「仮名手本忠臣蔵」と「忠臣金短冊」は、内容的にも関係短冊」(享保十七・一七三二年、豊竹座)の立作者であり、一)並木宗輔は赤穂事件を扱う浄瑠璃の直接の先行作「忠臣金
- (二)赤穂事件とは本来別の、高師直が塩冶判官の妻に横恋慕し、 塩冶を破滅させる『太平記』巻第二十一の話を、豊竹座時 中三年)で、塩冶判官の妻かおよという名の魅力的な女性 十三年)で、塩冶判官の妻かおよという名の魅力的な女性 を創出し、「狭夜衣鴛鴦剣翅」(元文四・一七三九年)で、 これを引き継いだ。「仮名手本忠臣蔵」はこの「狭夜衣鴛 たの並本宗輔は、二回取り上げ、「尊氏将軍二代鑑」(享保 で、塩冶判官の妻かおよという名の魅力的な女性 を創出し、「狭夜衣鴛鴦剣翅」(元文四・一七三九年)で、 という名の魅力的な女性 を創出し、「独夜衣鴛鴦剣翅」(元文四・一七三九年)で、 で、
- 平記』の塩冶判官・高師直の話とも無縁であった。で赤穂事件劇とも、「仮名手本忠臣蔵」の世界となる『太(三)一方、竹本座の作者、二世竹田出雲・三好松洛は、これま
- 回 批評・資料集成であるが、 木宗輔の作意」とあるからには構想に関わる立作者は並木 忠臣蔵」原作の作者に言及するのはここ一箇所のみで「並 て七つめを其まゝに用ひ入たりとぞ」と記す。「仮名手本 も彼沢宗訥子が風儀をあらはし
 並木宗輔の作意に 十郎の大岸宮内役を、「故吉田文三郎此大星の人形を遣ふ 十七本」(中村久米太郎座)で大当りをとった初代沢村宗 しの時、延享四年六月京、 名手本忠臣蔵」の、天明五年時点における、いわば研究的 『古今いろは評林』(天明五・一七八五年刊)は歌舞伎 (千柳)とされていたのであろう。ちなみに初代沢村 歌舞伎の赤穂事件劇「大矢数四 浄瑠璃「仮名手本忠臣蔵」書下 丸⑥ 仮

の人物と「大矢数四十七本」との関係は未詳である。の人物と「大矢数四十七本」との関係は未詳である。いろは評林』の著者も「とぞ」と伝聞形で記し、台帳は見いろは評林』の著者も「とぞ」と伝聞形で記し、台帳は見者であった。「大矢数四十七本」の台帳は伝存せず、『古今書であった。「大矢数四十七本」の台帳は伝存せず、『古今宗十郎は、歌舞伎作者並木宗輔にとって、特に関係深い役

つあった。 であった。 であった。 であった。 であった。 であった。 であったとされ、それは初演から二十八年後 後の天明五年(一七八五)出版だが、安永五年(一七七六) 後の天明五年(一七八五)出版だが、安永五年(一七七六) 後の天明五年(一七八五)出版だが、安永五年(一七七六) でいるがり得る時期に『古今いろは評林』は作成されつ でいるがり得る時期に『古今いろは評林』は作成されつ でいるがり得る時期に『古今いろは評林』は作成されつ であった。

蔵 と対比される内山の考えを、主として拙著『浄瑠璃史の十八世紀』(一 幸雄氏をはじめ、複数の先学、同学が、森修氏の竹田出雲立作者説 番付の作者順位と関係なく、並木千柳 (宗輔) と考えざるを得ない。 の見解を支持している。 の興行と合作の作者たち」では行届いた紹介がなされ、 九八九年 これは基本的に筆者が既に述べてきたことで、 以上の客観的事実から、 第二巻「『仮名手本忠臣蔵』 勉誠社) によって紹介している。 「仮名手本忠臣蔵」 総説 の「初演当時の人形浄瑠璃 とくに服部氏の の立作者は、 諏訪春雄氏、 同氏は拙著 正本・ 『忠臣 服部

年 吉川弘文館)の「仮名手本忠臣蔵の作者たち」で「執筆分担」黒石陽子氏は『仮名手本忠臣蔵を読む』(服部幸雄編 二〇〇八

貝 序、 について、まず明治前半期の関根只誠著『東都劇場沿革誌料』 十段目が三好松洛。 五段目、 六段目、 九段目、 三段目、 十一段目が竹田出雲。二段目、 四段目、 七段目が並木千柳 』説「大 八段 を挙

げ、

ている。 氏 の通りである。 年では森修氏(森・一九四九、一九五○・五一)、内山美樹子 その後近代に入ってもさまざまな研究者の言及があったが、近 (内山・一九八九)が執筆分担についてそれぞれの説を示し 諏訪春雄氏の整理 (諏訪・一九九八) により示すと次

品

〔森修説

九段 五段(出雲か)、六段(出雲)、七段(出雲)、 一段(出雲か)、 (宗輔)、 十段 二段(松洛)、三段(宗輔か)、 (松洛か)、 十一段 (松洛か 八段(宗輔か)、 四段(宗輔)、

[内山美樹子説]

は趣向のたて方からであり、 これは、立作者について森氏は竹田出雲、内山氏は並木千柳(宗 であるとしているのであり、 段・十段は松洛。 初段・三段・四段・五段・六段・七段・九段は宗輔。 八段は松洛か出 内山氏は作者の思想や主題につい 分析の観点については、 森氏

とまとめている。 「内山」 に関しては、 右に「十一段目 宗輔 を

て取り上げているのである。

加えたい。 森修説の中核をなす「浄瑠璃合作者考―並木宗輔の浄瑠璃―」(一

> 印・翻刻等を含む)をまとめて見ることが容易ではなかった、 享四年に代替りしない、約七十年前には浄瑠璃番付等の原資料 と並べられるものではない。 作品分析、 の事情により、修正されるべき所は複数ある。 十世紀後期の時点で、わずかにつけ加えたに過ぎず、森説、 ざるを得ない。 作者説を否定するとしても「浄瑠璃合作者考」の達成の基盤に立た 九五〇・五一年)は近松没後浄瑠璃作者の第一人者たる並木宗輔 (一九五四年十月) 論文発表以前の旧説により、 戯曲研究の学術的な出発点となる名論文で、 内山は黒木勘蔵とその後の並木宗輔立作者説に、二 が祐田善雄氏の 「竹田出雲の襲名と作 竹田出雲が延 竹田出雲立 内山 Ő

十段目松洛、 のは(四段目と切り離し難い三段目を別扱い、 十段目については「松洛か」と疑問符がつく。 合致する。 作者分担に関し、 但し森説では 四段目千柳で、 『東都劇場沿革誌料』、森、 『忠臣蔵岡目評判』 いずれも『忠臣蔵岡目評判』の記述と は傍証程度の扱いで、 (後述)として)、二・ 内山が一 応一致する

『忠臣蔵岡目評判』 と竹田出雲

した、 松東南叙、 八年竹本座、 を得ている。近松東南は近松半二の門人で、明和六(一七六九)・七・ じめとする浄瑠璃作者、 名を連ねた一九(天明末から寛政前期頃在坂) 『忠臣蔵岡目評判』(十返舎一九著、享和三・一八〇三年叙) 「仮名手本忠臣蔵」 著者一九の凡例にある如く、 近松半二が立作者の作に、 人形浄瑠璃関係者からの聞き書をもとに著 評釈書で、 特に近松東南から多くの情報 最晩年の三好松洛とともに かつて大坂で浄瑠璃合作に が、 師近松東南をは

る『忠臣蔵岡目評判』の情報は基本的に信頼してよい。 な『忠臣蔵岡目評判』の情報は基本的に信頼してよい。 な『忠臣蔵岡日評判』の情報は基本的に信頼してよい。 な『忠臣蔵田でよく知られていたと考えられる。「仮名手本忠臣蔵」成保者の間でよく知られていたと考えられる。「仮名手本忠臣蔵」成保者の間でよく知られていたと考えられる。「仮名手本忠臣蔵」成保者の間でよく知られていたと考えられる。「仮名手本忠臣蔵」成の現場にいた三好松洛本の門弟筋かる『忠臣蔵岡目評判』の情報は基本的に信頼してよい。

但しそのことは、松洛はともかく千柳が、四段目以外の段を書かなかったことを意味しない。四段目執筆者は千柳、という由良ノ助の出端(舞台への登場のさせ方)で書き倦んでいたところ、出雲の適切な助言を受けて千柳も思案し、「判官。 刀逆手に弓手の出雲の適切な助言を受けて千柳も思案し、「判官。 刀逆手に弓手の出雲のきたる途炭の 拍子ばた (へにて。ゆらの助の出端奇妙なり」と名場面が生れたという内容で、逸話の主役は千柳よりむしろ出雲である。出雲について語ろうとして、四段目執筆者は千柳、という点に触れざるを得なかったのである。

報は 出雲が何段目を「書いた」という記述はない。近松東南は に関わったか、に具体的に言及するのは、ここ一箇所のみである。 であろう。『忠臣蔵岡目評判』は、「仮名手本忠臣蔵」は竹田出雲の 田出雲が具体的にどこを「書いた」との情報を得ていれば、その情 仮名手本忠臣蔵」に、 四段目に関し、 という立場で書かれているが、 『忠臣蔵岡目評判』 出雲が執筆者千柳に助言したのは、 年来深い関心を寄せてきたという。 に反映されるはずではないか。 その出雲が、どの段とどのよう おそらく事実 近松東南に 「叙」で 二世竹

識があったのではないか。も「仮名手本忠臣蔵」の竹田出雲は、執筆者ではない作者、との認

二世出雲のみではない。 二世出雲のかでとも、一つの浄瑠璃に

三 正本作者署名の各種

る西沢 に田中千柳との合作については、 執筆者は並木宗助・安田蛙文(蛙文は正本に名なし)である。 と述べる。「北条時頼記」の成功には「西沢の下知」の力があったが、 条時頼記」(正本は「作者 相性あしきかと。ふしんにおもふ折ふし。作者の方から隙を乞」と、 無関係であると言明しているのであるから、 中千柳を「此作者」とよび、五作 田中千柳が退座し、十一年四月「西沢の下知に任せ」作られた「北 代石楚」までの五作の「不作」不当りは で一風は、享保九年十月顔見世「女蝉丸」から十年十月「大仏殿万 七二三)・九・十年豊竹座、 執筆しない正本上の立作者としてよく知られるのが、享保八(一 一風である。 西沢一 西沢 風著『今昔操年代記』(享保十二年刊 「作者 一風・並木宗助」)は記録的大当り、 正本上の立作者西沢一 (享保八年以後計八作)に自らは 西沢一風・田中千柳」作におけ 「兎角此作者と。太夫本の 黒木勘蔵 净瑠璃作者 風自身が田 とく

である。(「大仏殿万代石楚」の改題、三ノ切)「日向島」でもそれは明らか(「大仏殿万代石楚」の改題、三ノ切)「日向島」でもそれは明らかといわれるこの八作の質は高い。文楽の現行演目「嬢景清八島日記」通り、八作は田中千柳のほぼ単独執筆であろう。余談ながら、「不作」としての西沢一風」(『近世演劇考説』一九二九年 六合館)の指摘

ということであろう。 すぐれた執筆者であった)が、執筆実体のはっきりしない作もある、 する声はあった。現在の研究段階では、 名作三十八作に関し、 宝暦六年 代替りが認識される以前、 祐田善雄説により、 1竹田出雲も執筆能力は有する(元文三年までの元祖竹田出雲は (二世没) までの竹田出雲 黒木勘蔵等、 延享四年、 竹田出雲 作者竹田出雲の元祖から二世 その作者としての実体を疑問視 (元祖) (千前軒、 元祖竹田出雲も小出雲改め の享保八年初作から、 外記を含む)正本署 への

類を試み」たもので、 っ署名がある享保八年から「竹田出雲」没翌年宝暦七年(一七五七)の署名がある享保八年から「竹田出雲」没翌年宝暦七年(一七五七)の署名がある享保八年から「竹田出雲」没翌年宝暦七年(一七五七)

第四、内題の下にも巻末にも共に署名のみられるも第三、作者と文者とを別記してゐるもの第二、巻末に作者連名のあがつてゐるもの第一、内題の下に作者名の記されてゐるもの

の四種の記名様式を挙げ、それぞれに簡潔な説明を付す。昭和二十

て現在も生きている。

て現在も生きている。

で現在も生きている。

で現在も生きている。

で現在も生きている。

で現在も生きている。

で現在も生きている。

で現在も生きている。

で現在も生きている。

0 氏道中軍記」が挙げられている。 形として為永太郎兵衛関係の 名を用いている。 で「作者為永太郎兵衛 や立作者としての作を著した後、 四では為永太郎兵衛関係の「風俗太平記」、 四種の記名様式のうち、 四月以降、 並木宗輔から豊竹座の立作者の座を譲られ、 文者並木宗輔・浅田一鳥」(本文末) 問題となるのは第三と第四で、 「百合稚高麗軍記」 為永太郎兵衛は元文五年 寛保二年三月 竹田出雲関係の 「百合稚高麗 「鎌倉大系図」、 第三の (一七四 単独作 「児源 軍記

みを、 日に江戸肥前座で初日を明ける。 並木宗輔は、 種の配慮であったかも知れない。 麗軍記」 森氏の「第三」の説明「作者と文者の相違は浄瑠璃全体の構成に責 の関わりは限定的ならざるを得ないので、 前座におり、 太郎兵衛が、 任を持つか否かの違ひ」 田 「百合稚高麗軍記」が大坂豊竹座で初演された寛保一 一鳥から、 終局に向う中での挿話的悲劇の形で執筆した、とみられ に限っては、 「文者」 豊竹座座主で紋下の豊竹越前少掾とともに江 並木宗輔の江戸での新作「石橋山鎧襲」 書簡等で構想や筋を聞き、「文者」として、 宗輔・一 特殊な製作事情をふまえた先輩作者への、 が、この作品については該当し、 鳥を別立てにしたことは、 「百合稚高麗軍記」への並木宗輔 宗輔は為永太郎兵衛、 が同じ三月三 年三月三日 「百合稚 四段目 「作者 浅

下同) させた、ということか。 語文体や作品構成への関心が薄く、 図する地位の人ではないかと考へられる」とする。がこの説明は、 岡珍平・為永千蝶(本文末)」を用いている。 では再び「作者 では、「作者」「文者」の別なく、「作者 確でなく、事実、次の豊竹座の新作 者」(執筆者)であり、 従来から浄瑠璃の合作で、右第一行に署名する立作者は、当然 は作の構想と中心的趣向を司る立作者、ということになろう。ただ 兵衛は「作者」であり、 た目本位の趣向を優先する― のこだわりを有していたのは、 い。それでも「作者」「文者」を別立てにする作者署名に、何らか てはまるとしても、書き散らすタイプの為永太郎兵衛が、 永太郎兵衛の豊竹座での最後の作「浦島太郎倭物語」(延享二年八月) る(森氏の「第四」)。以後四作の合作が同じ署名形式であるが、為 たので、「作者」と「文者」を別立てにする理由は、 「第四」の二例のうち、 「内題下の立作者は」「実際の執筆者といふよりは、むしろ全体を指 作者連名 (内題下)」 | 文者 同寬保二年九月豊竹座 合作の立作者であれ、文章を書かない、ということは考え難 (本文末)」で「千蝶」は太郎兵衛の号であるから、為永太郎 浅田一鳥・小川半平・豊岡珍平 為永太郎兵衛 浅田一鳥・豊岡珍平・為永千蝶(右から、以 「文者」の一人でもあり、この場合の「作者」 竹田出雲関係の「児源氏道中軍記」には当 かつ構想、構成も、 浄瑠璃の正統派竹本座の作では、「作者」「文 「鎌倉大系図」では 太郎兵衛の歌舞伎作者的体質 が (内題下)」、「文者 「文者」とは別の「作者」を意識 アイディアとしての、 「風俗太平記」 為永太郎兵衛(内題下)」、 中心的趣向も担ってい 森氏は「第四」に関し、 (本文末)」の記載とな 「作者 (寛保三年三月) 浅田一鳥・曹 いまひとつ明 為永太郎兵 または見 単独作で 文 文

者」の別立て署名など考え難い。

家物語』 いるが、 われ、 る。 れる。 Ļ 体制自体が、作者の世代交代に備えるもので、上の二人、ここでは りさ『人形浄瑠璃のドラマツルギー 段目のみならず二段目切も文耕堂執筆と推定、 立作者文耕堂とは別の総合的判断から「指図する」作者、と考えら 大当り) の無間の鐘の件(端場ながら、 めているのではないか」との祐田善雄氏の見解が当を得ていると思 立作者文耕堂はともかく、千前軒の元祖出雲は「指導的位置に後退 的には考えられ、 立作者と同格の第二位作者千前軒 び五段目を含め「文耕堂の特色が十分生かされた浄瑠璃」とする。 ての説話操作」に「文耕堂の特色」があり、 五人合作の最初である元文四・一七三九年四月の「ひらかな盛衰記 体を指図する地位の人」の立作者等署名はあり、 田可啓・竹田小出雲・千前軒、一人目と五人目が大字) (作者署名は「作者連名」を冠し、 三段目と二段目切が立作者文耕堂の執筆ならば、 但し竹本座の正本署名で「実際の執筆者といふよりは、 「ひらかな盛衰記」については、 実際の執筆は松洛、 四ノ切執筆者は小出雲と推定される。 に続く播磨少掾の語り場で、 で、平家物語説話の扱い方から、「大序から二段目にかけ 劇的密度は濃くない。 横山正氏はそのように推定している。 小出雲、 千前軒は、 初演時に竹本内匠太夫後の大和掾が 可啓、 右から、 (元祖竹田出雲) 横山正氏も近石泰秋氏も、 現行通し上演でも復活されて 半平等に十分に力を振わし 近松以降の浄瑠璃作者と平 まとまった執筆はせず、 文耕堂・三好松洛・浅 四段目切は「 ヤマ場の三段目、 近年の研究では伊藤 そのはじまりは の執筆、 四ノ切は署名上 かと思わ が五人合作 神崎揚屋 むしろ全 およ

れていた。 得る存在である。「鎌倉大系図」と「浦島太郎倭物語」 前作 平記」で、 初の 名の三人 下に「作者 原伝授手習鑑」 永太郎兵衛は執筆者でもあったと思われるのに対し、 に為永太郎兵衛らの正本署名方式を踏襲したものだが、「作者」為 八月竹本座 者連名」として一括りで掲出する正本上の先例を作った。 たにすぎないが、寛保二年と延享二年の豊竹座で、作者代表として 文二年に竹田小出雲の下で一作、 太郎兵衛において、「作者」は執筆者たる「文者」と別立てになり 者」の三人より、格が上という印象を与えるが、いずれにせよ為永 本文末に「作者連名」として一括りに記される三人、 も「文者」も本文末)。内題下に署名する「作者」が所謂立作者で、 に「作者連名」として「浅田一鳥・小川半平・豊岡珍平」 作者連名 「文者」と別立ての「作者」署名を行い、 . 第一位が為永千蝶ではなく、浅田一鳥であることも留意してよい。 鳥・珍平・千蝶は本文末(「百合稚高麗軍記」 為永太郎兵衛は豊竹座入座以前は竹本座で竹田正蔵と名乗り、元 ひらかな盛衰記」 作で、 「鎌倉大系図」も「作者 (並木千柳が立作者格で三段目を執筆)によるとする。 まず内題下に 本文末に掲げる五人の作者全体に「作者連名」が冠せら しかし豊竹座の為永太郎兵衛は、 並木千柳・三好松洛・竹田小出雲(本文末)」 「菅原伝授手習鑑」 為永太郎兵衛」、本文末に合作者名を「文者」ないし「作 の竹田出雲を「発案者」と位置づけ、 は作者署名に 「作者 の作者署名、 為永太郎兵衛」 三年に文耕堂の下で一作に署名し 為永太郎兵衛」と署名し、 「作者連名」の表現を用 かつ寛保・延享期に内題 「竹田出雲作 寛保三年三月 は内題下、 の署名は 森修氏は あるいは 執筆は作者連 で、 は結果的 (内題下)」 延享三年 を記す。 「風俗太 「文者 「文者」 本文末 いた最 「作者 文 延

> 世出雲) 享四年六月に没した元祖出雲の享年は不明ながら、 名には、 と仮定する)、「児源氏道中軍記」以来二年ぶりの 引退披露の意がこめられていたであろう。 の年齢から、 七十代後半ではあるはずで (森氏は七十七歳 竹田 小出 出雲作」

柳に立作者としてより多くの権限を認めること なかったが、 富士見西行」「楠昔噺」では、 上げている並木千柳が、 条件が示されたため、と考えられる。 の一人に納まったのは、 「楠昔噺」(いずれも文楽現行曲ないし準現行曲)とすぐれた成果を 立作者として竹本座に迎えられ「軍法富士見西行」「夏祭浪花鑑 この署名は今回限りであること、 「菅原伝授手習鑑」 座本代行 先輩とはいえ「竹田出雲作」の 小出雲執筆の四段目に千柳は容 の四段目には手を加えてよい) (年齢は千柳より上) 内容については今回以降、 (具体的には の小出雲か 「作者連名 軍

5

原伝授手習鑑」 として迎えても、 または二世出雲 木千柳の名が記されることはついになく、この間、 但し飯島満氏が指摘する如く、竹本座は並木宗輔の千柳を立作 竹田出雲作、 (小出雲) 延享二年から六年間の在籍中、 0) 深謀遠慮、 0) 例 のみが残ったのは偶然か というべきか。 正本内題下に、 内題下署名は「 並

「並木宗助の作意」 ع 「竹田出雲が 生** ーっ **涯**が の 作

四

統括責任者」 なわれている。 執筆者ではない例は少なくない。 浄瑠璃正本に合作の上位の作者として署名する人物が、 Ŕ 監修者、 近世の用語では当然 「発案者」あるいは 「作者」 「作者」とよばれ、 ح 「合作体制の代表者 「文者」 の別立ても 立作者と 必ずしも

二十世紀末近くから二十一世紀のことである。 を其ま、に用ひ入れたりとぞ」と、 世紀、浄瑠璃正本の署名順位第一位の竹田出雲が立作者であること では竹田出雲であり、 手習鑑」「仮名手本忠臣蔵」等の作者代表は、 が、その資料がかなり整備されたのは、 監修者系作者かを見極めるには、 に責任を持つ立作者は、本来執筆者でなければならない。執筆者か、 みられる場合もある。が戯曲作品としての浄瑠璃全体の構想・ 者は並木宗輔、と認識していたことがある。 で初代沢村宗十郎の大岸宮内を「並木宗助の作意に(丸にて七つ目 重しは、 に、別途伝承でもない限り、疑問の生じる余地はほとんどなかった。 品以外の浄瑠璃本の入手も容易ではない近世、十八世紀後半、 その別途伝承として「仮名手本忠臣蔵」の場合、『古今いろは評林』 の著者が、 相当の力を持ち続ける。まして資料が整備されず、有名作 「並木宗助の作意」、 研究者間でも正本署名という「文献資料 正本署名以外の資料も必要となる 劇界事情に通じる『古今いろは 即ち七段目を含め全体の立作 近代以後一世紀以上を経た 教科書や一般的解説 現在でも「菅原伝授 十九 構成 ごの

作者であることを排除しない れども近松半二のこの言葉は、 作者は正本署名通り竹田出雲に相違ない、 竹本座で二世出雲 並木宗輔 竹に 「仮名手本忠臣蔵」は竹田出雲の代表作、というからには、立 出雲が 生 涯の一作にして。」という言葉を、近松東南が伝える。 以後二世出雲、三好松洛等と多くの合作を書き続ける近松半 『忠臣蔵岡目評判』では近松半二の (千柳) が竹本座を辞めて豊竹座へ復帰した宝暦元年に、 (竹田外記) 門人として初作 竹田出雲が執筆者でなく監修者系立 と一応は考えられる。 「仮名手本忠臣蔵」 「役行者大峰桜」を け は

ことで、 ごした近松半二にとって、自身が立作者となる以前の竹本座で、「作 文三郎) 作品上に半二の作風が形を顕わしはじめても正本署名順位は下位・ 番付の作者欄には半二の名はない。宝暦二年第二作以降は竹田外記 責任者」 が芝居として出来上る現場での、出雲の指導力も実感したであろう。 誰がどこを執筆したかの話題は、 で、浄瑠璃作はすべて竹田出雲が立作者である、ということ以外に、 の中核をなしていながら、作者としての実体が定かでない竹田 大峰桜」ですでに個性を発揮し、 七六四) 出雲)」の名があり、近松半二の正式な立作者署名は明和元年(一 末の作者名第一位となるものの、 中位に置かれ続け、宝暦十二年九月「奥州安達原」でようやく本文 六年十一月四日、二世出雲没後も、 半二・竹田文四(本文末)」、主たる執筆者は近松半二であろうが、 者大峰桜」(宝暦元年)の正本署名は「作者竹田外記 田出雲の門人で、 の複数の人物や、 の二世出雲が第一位に署名する五人の合作の下位に名を連ね、 「竹田出雲が生涯の一作」はそのような「合作体制の代表者、 方、 近松半二にとって竹本座の「 即執筆者、などという認識はあり得ない。 半二自身、 竹田出雲執筆の有無は問題外である。 たる竹田出雲の代表作が 正月「傾城阿古屋の松」からとされている。 が正本作者名の上位を占める体制下で宝暦期十三年 二世出雲の添削も受けたであろうし、 作者としては素人の吉田冠子(人形遣い初世吉 近松門左衛門の門葉を名乗る生粋の竹本座作者で 作者」とは何か。 宝暦中期から実質的に竹本座作者 内題下には 統制上避けられていたであろう。 「仮名手本忠臣蔵」 三世出雲(三世小出雲)の下で、 「作者竹田和泉 近松半二は、 宝暦前半の竹本座内 半二の初作 であるという 初作「役行者 **浄瑠璃作品** 門人 二世竹 -間を過 宝暦 近松 役行

竹本座にとって並木千柳は、 ある。並木千柳に関し、何か情報を得ていたか否かは不明であるが、 六年間雇った過去の作者以上でも以下

+

載に、正本署名順位からの類推を加え、大序、五、六、 書いた、とまでは断定しなかったが、そこを『忠臣蔵岡目評判』と 例なり」と踏み込んだ発言をした。それでも、 東南の門下で竹本座系作者たちの話を多く聞いている小説家十返舎 目を出雲執筆としたのが 0 忠臣蔵」で二世竹田出雲がどの段を書いた、とはいわなかった。 『古今いろは評林』 . 簡潔で変化に富む作風、「七段目九段目の趣向」は「竹田流の作※ 近松半二も、 近松門左衛門の作風「近松流」に対し、「仮名手本忠臣蔵 浄瑠璃正本の作者署名即執筆者署名とみて順位を疑うこと 門人で竹本座の作者である近松東南も、 (不十分な読みで、七段目のみ千柳執筆と) 『東都劇場沿革誌料』であろう。 七・九段目を出雲が 九 「仮名手本 + の記 が 段

千柳と並木宗輔との関係を十分理解していたとは考え難い。 は伝わらなくなる。 ってプラスにこそなれ、マイナスに作用しない。 より一歳上かとされるにもかかわらず、肖像画では三作者中の若手 ·如くに描かれている。著者一九の並木千柳への関心は薄い。 作者竹田出雲も延享四年に元祖から二世に代替りした情報は、 **『忠臣蔵岡目評判』** 一般に知られなかったが、そのことは二世出雲の 十年後には、そういう事情は特に劇界情報に通じた人以外に 作者並木宗輔と同一人であることは、 寛延四・宝暦元年(一七五一)九月に並木宗輔が没して後、 歌舞伎作者並木正三の師で、 で、 並木手柳については、 生前はよく知られて が並木千柳という 実際には三好 豊竹座における約 「作者」 名にと 松洛 後

> ることが一般に伝わらないのは、 谷嫩軍記」三段目までを絶筆として没した並木宗輔と、 ナスとなっている。 五年の立作者歴を有し、 寛延四・宝暦元年に豊竹座に復帰、 後世の並木千柳評価に大きなマイ 同一人であ

「仮名手本忠臣蔵」 初・二・三段目

五

貴重な情報であるに相違ない。 として信頼が置ける。 きり分けて記しており、 は本文で自身の見解と、 しろ竹田出雲を称賛する話であるだけに、 著者十返舎一九の並木千柳への認識が不十分ではあっても、 四段目作者に関する逸話は、 人形浄瑠璃関係者の聞き書情報とを、 『忠臣蔵岡目評判』 執筆者並木千柳に関する の聞き書情報は、 並木千柳よりむ

推定し、 柳をこの段の作者とする一つの傍証」とし、「義経千本桜」 織 正本署名で出雲が立作者である千柳との合作では、「浄瑠璃五段組 森修氏は『忠臣蔵岡目評判』 「積極的理由はない」と付言する。 の構成的見地から、 二ノ切に当る「仮名手本忠臣蔵 出雲が三段目、 の四段目の逸話を「消極的ながら千 千柳が二

・四段目の 四段目を千柳作とみなす 作者と 以

四段目の作者問題を考えたい 『忠臣蔵岡目評判』 の伝聞情報とは別に、 作品そのもの から

主塩冶判官高定、 参として舎弟左兵衛督直義が鎌倉に下着。 舞台は足利政権下の鎌倉。 仮名手本忠臣蔵 桃井若狭之助安近が任じられている。 一初段(いわゆる大序)は 鶴岡 八幡宮造営が成就し、 御馳走の役人に伯州の城 『太平記』 尊氏将軍の代 の世 在鎌倉の 界で、

返されても執拗にくどく。事高師直は、権勢に誇り、塩冶の妻かおよに横恋慕し、恋文を投げ

と知られ、赤穂事件の高家吉良上野介に直結する。歌道に造詣深い人物に設定されている。三段目で式作法師範の家柄氏将軍二代鑑」「狭夜衣鴛鴦剣翅」(ともに師直は立役)を受け継ぎ、氏将軍二は敵役ながら、『太平記』の無教養な師直とは異なり、「尊

ろう。 出ない。この時代物の枠組へのこだわりは重要である。 それらは本文上ではどこまでも暗示であって、初段の筋自体は 之助は浅野内匠頭、 十四年三月の勅使、 と各段名、 の数は四十七」「兜頭巾」 初演時、 の世界内に終始し、十八世紀初頭の赤穂事件そのものは表に 初段鶴岡に限っても、 登場人物名から、 番付が出た予告段階で、「仮名手本忠臣蔵」という題名 伊達左京亮に当ることも周知といってよい。が 院使下向に、 など随所にあり、直義の鎌倉下着は元禄 赤穂事件劇と知る観客は多かったであ 赤穂事件の暗示は「星の昼見へず」「兜 御馳走の役人塩冶判官、 桃井若狭 太

するが、秘かに師直への対応に着手する(松切)。師直を討ち果す決意を明かし、本蔵は主君を諌止せず、むしろ称揚の後、桃井若狭之助は家老加古川本蔵に「天下のため」に明日、高が進行する。御馳走の役人、塩冶、桃井両家の打合せ(「力弥使者」)二段目「桃井若狭之助館」では初段を受けつつ、赤穂事件劇の筋

建し御殿の結構。(中略)鎌倉山の星月夜」と再び『太平記』の世生で、大三段目の冒頭で「足利左兵衛ノ督直義公。関八州の管領と新にたちのドメスティックな人間関係を、日常性の濃い文体で描く。続いまの枠組とはほとんど無関係に、桃井若狭之助主従とその家族工段目は初段を受けて三段目への筋を円滑に進める。が初段の『太二段目は初段を受けて三段目への筋を円滑に進める。が初段の『太

目とで作者が異なると感じる読者もあったのではないか。界に戻る時、観客はともかく、丸本を読んで、初段・三段目と二段

る設定である。 軍二代鑑」「狭夜衣鴛鴦剣翅」 であり、 倉に下着したが、翌々日の三段目では直義は関八州を統治する管領 される。 につながる体制が、 三段目の冒頭で、 初段の直義は兄尊氏将軍の鶴岡八幡宮参詣の代参として鎌 江戸に当る鎌倉の新御殿の主である。 足利直義に関し、初段とは異なる情報がもたら 武家の府鎌倉ではじまる日に、 で扱ってきた尊氏、 並木宗輔が 刃傷事件が起き 直義の二 「尊氏将 頭

義 の進物で師直を懐柔し、 の上野介への礼金の多寡といった巷説をふまえ、 な『太平記』巻第二十一、高師直の邪恋が描かれる一方で、 官の高師直への刃傷にあるが、その要因に赤穂事件の史実と無関係 者の持場とされている。 三段目は五段組織の初段切 の現場は、 江戸城御門外を連想させる 三段目の主筋は赤穂事件の出発点、 主人桃井若狭之助の (序切) に当り、 「命も買て取ル。」「忠 序切は一 加古川本蔵が多額 般的に立作 内匠 塩冶判

るといえよう。 る内匠頭の上野介 違ひ」と知らぬ判官も逆上し、 怒りと邪推から見境もなく悪口雑言を浴びせ、「あちらの 塩冶判官から、 したものの屈辱感から不機嫌の極みのところへ、全く事情を知らぬ 惑しながら「今更抜にぬかれもせず」引退った後、 れや行き違いが重なって館騒動に至るところが、 師直は若狭之助に平謝りに謝り、 今届けられたかおよの返歌を見せられ、 への遺恨の内容がさほど明確でないことと対応す 刃傷に及ぶ。 若狭之助が相手の態度一 いわば些細な感情のも 赤穂事件におけ 師直は命拾い 拒絶された 喧嚣 一

中
の

門

た
く
は

か
と 変に当 ところがある。 官 るもので、並木宗輔は竹本座入座以前に複数作で、 渦に巻き込まれていくのを見るドラマのアイロニーの連続から生ず を知るよしもない。三段目の緊迫感は、 義 とづけるか否か迷っている。 けたのは、 ニー効果を生かしてきたが、その手法には、 おかるとの逢引きで、主人の大事の場にあり合わさなかった不忠不 強く勧めて文箱を持ってきたのが運命の分かれ目で、これは勘平が っきりさせる前に噂が夫の耳に入ることも気がかりで、夫に文をこ れているところを若狭之助に見られているので、 から「怪我あやまちにもならふか」と気遣う一方、無遠慮にくどか (五・六段目の課題) そして師直、若狭之助も自身が置かれた立場を知らずに事件の およがこの日に師直への拒絶の返歌を、 結果的には無分別だったが、夫に打明けて師直への怒り 以上に実は重大であるが、二人はそのこと がおかるが勘平に会いたい一心から、 観客が、おかる、勘平、 珏 何も知らぬ夫にことづ 師直への拒絶をは 六段目と共通する ドラマのアイロ 判

弋

三段目も「並木千柳?」としている(「作者たち」)。ドラマのアイ 型として六段目を出雲作とされ、 と三段目 ものにここで踏み込むことはしないが、 てのちはじめて真の原因を理会すること」 ゐるけれども、 者は出雲となるはずだが、森修氏は、 (宗輔)作とする。 人物が秘密を守つて行動し、 森修氏は「竹田出雲の特色」である「事件の様子を見物はしつて (初段切)に手法として共通点があるとすれば三段目の作 作中の人物はしらずに行動すること」がみられる典 森説の要である六段目出雲、 見物はそれをしらず、事件が落着し 「並木宗輔の特色」である「作中 四段目、 六段目(五段組織の三ノ切) がみられる九段目を千柳 九段目を並木千柳、 九段目千柳説その

Ļ

H

都劇場沿革誌料』も三、四段目を千柳とする。 結びつきは緊密で、 「ニーという観点に、森氏は立たなかったのであろう。 別の作者とは考え難い じっさい三、 ちなみに『東 四段目

0)

口

とめ、 $\underbrace{\mathbb{B}}_{\circ}$ 者が入る余地は、 良ノ助の子息力弥と本蔵の娘小浪の婚約は成就すべくもない 物陰から主家の危機回避を見届けた本蔵は、 八、九段目までが一続きの構想に収められ、 序切に当る三段目は一分の隙もない構成で、 判官は師直を討ち洩した。その無念 道行の八段目以外にない。 (四段目)を思えば、 判官を善意から抱 立作者と別の執筆 四、 ゼ

「仮名手本忠臣蔵」 四段目の考察

六

ことと関わるかと思われる。 受けて切腹するまでの筋に、 はいえ、 主の切腹と家断絶の様を、 目を千柳作とすべき「積極的理由はない」、 幾 四段目は主人公の塩冶判官が身動きのできない状態で、 つもの事件が絡み合いつつ早いテンポで進行する三段目に 四段目の筋は赤穂事件の史実と大きく相違する。 実録風 現行の歌舞伎、 劇的変化は期待されない。 (活歴風) に重々しく見せる。 といわれるのも、 文楽では、 大名家の当 森氏が四 Ŀ.

海音作 ある足利政知公の浜御所で即日切腹。 上使入来の四段目当日まで、静かに花を見て過ごす。 l切腹。 内匠頭が預けられた田村右京大夫の邸で即日切腹となるの 塩冶判官は三段目のうちに自邸に帰され、 「鬼鹿毛無佐志鐙」 並木宗助等作「忠臣金短冊」では、 の小栗判官は妻のいる邸に戻されて、 。詳しい筋書が残る宝永七年(一 小栗判官は刃傷の場で 蟄居閉門とはいえ、 先行作では紀

ど⁽²⁸⁾ 後⁽²⁸⁾ に、 見車」「碁盤太平記」には、 の神津武男氏論考参照 預けられたわたり新左衛門邸で切腹。近松の「兼好法師物 の歌舞伎「太平記さゞれ石」の塩冶判官は刃傷の一 判官切腹の場面はない。 詳しくは本誌 両 日ほ

ル

切腹の場に充てるのは、作者がこの場を重視する姿勢による。 本忠臣蔵」で五段組織の二段目切に当たる四段目の大半を塩冶判官 切腹し、二段目以降は諸士の敵討に向う行動が描かれる。 浄瑠璃 「鬼鹿毛無佐志鐙」「忠臣金短冊」では小栗判官は初段で 「仮名手

塩冶判官が臨終に国元から駆けつけた大石内蔵助の大星由良ノ助と 佐志鐙」「忠臣金短冊」、 の対面が叶い、直接、存念を伝えることである。 (小栗・塩冶) が、言葉を交すことができた家来 (またはもと家来) 浅野内匠頭切腹の史実と、「仮名手本忠臣蔵」との決定的違い 大岸宮内に、 横山 (師直) 歌舞伎 を討ち洩して無念と伝えよと言い残 「太平記さゞれ石」 浄瑠璃 「鬼鹿毛無 筋書では、 判官 は、

場面はサスペンスに富み、観客は夢の対面に立ち会った満足感を味 た最後の瞬間に、由良ノ助が駆け込む「仮名手本忠臣蔵」 赤穂事件劇にはこういう着想はなかった。 これを一歩進めて、判官が到着を待ちわび、刀を突き立て引廻し 「仮名手本忠臣蔵」 成功の大きな要因と思われるが、本来の 一四段目の

舞台でも生かされ、 を観客は求める。同情されている内匠頭の即日切腹や粗末な扱いは 仮託されるものの、 いうまでもなく、赤穂事件劇の脚色が解禁となる宝永七年 は一連の事件から十年経つや経たず、 少なくとも遠い国元から誰かが駆けつけて会う まだ生々しい事件の、巷説で知る事実との近さ 小栗や太平記の世界に

> ず、 れ、 り変えられた。一方で赤穂事件の史実 はや、 塩冶の妻かおよとの関係に故新田義貞が絡むこと、尊氏将軍(ない なく多段組織が採用され、時代物の安定感と現代性との均衡が保た 形の二頭政治的設定、などを二作から引きついだ。『太平記』 しその後継者)と、直義とが、鎌倉と京(またはその逆)を治める 赤穂事件劇を作成するに際し、吉良上野介の師直は当然敵役ながら、 は立役)を書いてきた並木宗輔の千柳が、小栗系でなく太平記系の めぐる太平記劇「尊氏将軍二代鑑」「 という局面は想定され得ない。が事件の約半世紀後となれば、 れているところに「仮名手本忠臣蔵」の成功があった。 タイムで知る世代は減少し、赤穂事件の記憶も抽象化されていく。 赤穂事件とは無関係の、高師直、足利直義、 現代劇としてのリアリティが生かされるために、 仮構化され、「太平の代の 政 」を語る時代物の枠組・世界に作 表向き上演不可の当代武家の事件を仮託する方便にとどまら 「狭夜衣鴛鴦剣翅」(ともに師直 (巷説)の摂取が円滑に行わ 塩冶判官とその妻を 五段組織では はも IJ ア

る複数の早使は、十四日夕から夜に江戸を発ち、 であるが、赤穂事件で三月十四日、 しては格別の早さ」であった。 六○八キロメートル)を四日半、 三段目の刃傷から、判官切腹の宣告が下されるまでの日数は不明 五日で走破しての到着は、 主君の刃傷・切腹を国元に報ず 「行程一五五里(約 当時と

で、 けたことになる。 から播州赤穂より遠い山陰伯耆の大名である。 「仮名手本忠臣蔵」の塩冶判官は 三段目直後から五、 六日後に、早使の主君刃傷、 「伯州の城 主ゅ 大星由良ノ助は伯州 で、 蟄居の報を受 江 戸、 鎌倉

神津武男氏に注意喚起されて、 三段目裏門の、 勘平の言葉を読み

いうだろうか。勘平は鎌倉から西に向って、なぜ急ぐのか。なのか。それにしても「本国」から鎌倉に来ることを、「帰国」とりにくい。大星は史実の大石と違って本来鎌倉にいるべき「執権」帰国を待ってお詫せん。サアーッ時成っ共急がん」、この文章はわか返すと、「お家の執権大星由良ノ助殿。いまだ本ン国より帰られず。

は現在の上演にまで引きつがれているといえる。 穂城明渡し前後とを二重写しで見ることに異和感はなく、 赤穂城といった言葉は使えず、 っている印象を与えておきたいところからくる曖昧さであろう。 に一度程度本国と鎌倉を往復し、 江戸屋敷明渡しおよび赤穂城明渡し前後と二重写しに見せる布石と これはおそらく四段目の、 四段目後半、塩冶鎌倉屋敷の由良ノ助を中心とする場面と、 近世の観客は演劇が持つ時、 史実の大石内蔵助が本国を動けないのに対し、 判官死後、 リアルな描写はできない事情を承知 本国、 所の制約に加え、 評議、 鎌倉両方の政務をとり 門外の場を、 江戸屋敷とか 由良ノ助は年 その感覚 観客に しき 赤 そ

義の に十 鎌倉へ急行するが、三段目と四段目の間に十何日かの日数を要する。 境であるとはいえ、 日切腹への観客のこだわりは薄れ、 が鎌倉の管領足利直義は、 由良ノ助に一刻も早く鎌倉へ、との判官の命を伝えた。 作劇ではない -何日待ったことになるのか。 - 官は三段目のうちに屋敷に帰され、蟄居閉門、伯 判官 への宣告が十何日も遅れるのは、 この間、 事 主従対面の場が受容れられる環 ,件後約半世紀を経て、 判官への宣告を下さず、 州への早使 由良ノ助は 内匠 ご都合主 結果的 頭即 は

ているからそれでよい、と反論されるとすれば、あえていう。歌舞いや観客は細かな不合理は気にとめず、主従対面の場を喜んでみ

ない。
に残らない。たまたま残っても、正統的な古典作と同列には扱われに残らない。たまたま残っても、正統的な古典作と同列には扱われを並べるのは二、三流以下の作者で、当座は受けても、作品は後世伎はともかく浄瑠璃で、筋の合理性に執着せず、興味本位に見せ場

に十何日かが経過した理由ははっきりしている。「仮名手本忠臣蔵」で、足利直義が塩冶判官への宣告を下すまで

尊氏将軍の裁断ないし諒解が必要である。十一段目で師直邸に討 言明しており、 本の大名である塩冶判官に切腹を命じ、 名手本忠臣蔵」における最高権力者は都の尊氏将軍である。 った由良ノ助は、 大名であれば、 関八州を統治する管領足利直義は、 三段目の管領館が江戸城を連想させるとしても、 独断で処罰することができるが、 両隣の仁木、 石堂に「尊氏御兄弟へお恨なし」と 小栗判官のように関東 領地を没収するには、 伯州の城主、 常 西 陸

剣翅」 となることが定っている。 尊氏の後継者義詮が鎌倉を治めるが、義詮は数年後に むさしのかみかうの師直」が、鎌倉で天下を治める将軍足利尊氏と る十何日の間に、 将軍の裁断を仰ぐことになる。 心云々は存在しないので、 示され、 軍 都 の政務を司る弟直義との間の無事に配慮しつつ、 (ないしその後継者) と直義が、都か鎌倉にある形で二頭 仮名手本忠臣蔵 が では、 :描かれる。「尊氏将軍二代鑑」でも、 その設定を受けついだ「仮名手本忠臣蔵 尊氏、 塩冶の家臣は寸刻を争って鎌倉、 直義二頭政治下の葛藤 が、 世界の一部として活用する「狭夜衣鴛鴦 塩冶判官の処罰につい 両作とも直義には野心がある 直義の公的使いが鎌倉、 当 颪 直義が都を守護 「てんがのしつけ ては、 伯州を往復した。 京 の直義には、 「都の将軍 鎌倉を往復 京を往復す が、 政治

者としたのである。 『太平記』の塩冶判官は出雲の守護であった。「太平記され石」 では塩冶判官の妻の名が「いづもの前」で、塩冶判官の本国が出雲 では塩冶判官の妻の名が「いづもの前」で、塩冶判官の本国が出雲 であることは知られていたが、「仮名手本忠臣蔵」では『太平記』 に変えた。鎌倉との距離を少しでも縮めるために、出雲より東の伯 に変えた。鎌倉との距離を少しでも縮めるために、出雲より東の伯 では塩冶判官の妻の名が「いづもの前」で、塩冶判官の本国が出雲 では塩冶判官の妻の名が「いづもの前」で、塩冶判官の本国が出雲

赤穂事件劇とも尊氏、直義関係とも縁のなかった竹本座の二作者が、かなり特殊な条件下で成り立つ主従対面の場を着想することはが、かなり特殊な条件下で成り立つ主従対面の場を着想することはが、かなり特殊な条件下で成り立つ主従対面の場を着想することはが、かなり特殊な条件下で成り立つ主従対面の場を着想することはが、かなり特殊な条件下で成り立つ主従対面の場を着想することはが、かなり特殊な条件下で成り立つ主従対面の場を着想することはが、かなり特殊な条件下で成り立つ主従対面の場を着想することはが、かなり特殊な条件下で成り立つ主従対面の場を着想することはが、かなり特殊な条件下で成り立つ主従対面の場を着想することはが、かなり特殊な条件下で成り立つ主従対面の場を着想することはが、かなり特殊な条件下で成り立つ主従対面の場を着想することはが、かなり特殊な条件下で成り立つ主従対面の場を着想することは対しませば、

七 千柳、二世出雲合作期竹本座の執筆分担

「仮名手本忠臣蔵」は並木宗輔の旧作との関わりが特に強い作品「仮名手本忠臣蔵」の四の切に当る段をすべて千柳が執筆するのは、この作のみである。で、竹本座における並木千柳の作の中でも、五段組織の初、二、三、で、竹本座における並木千柳の作の中でも、五段組織の初、二、三、

三作では執筆している。かに執筆していた。宗輔の千柳入座後の竹本座の作品でも、最初のかに執筆していた。宗輔の千柳入座以前に二作で立作者として、確二世出雲は小出雲時代、千柳入座以前に二作で立作者として、確

担を挙げると左の如くになる。 何らかの形で伝存する。この点に留意しつつ、千柳、二世出雲(小 はあるとしても、すぐれた作品の多くは、現行曲、準現行曲として、 残らない作品はかなりあったが、延享寛延以後の浄瑠璃では、例外 現行演目(一段のみの現行を含む)または準現行演目でもある。 作品自体としても不成功であったが、他の七作は成功作で、 二世出雲(小出雲)を含む三人の合作、二作は千柳・松洛の合作で 出雲)等三人の合作で、文楽現行・準現行曲に関し、 輔、あるいは田中千柳には、すぐれた内容でありながら再演されず、 ある。二世出雲(小出雲)との合作九作のうち、二作は興行的にも つて近松門左衛門や豊竹座時代(享保十一年~寛保二年)の並木宗 ところで並木千柳は、 竹本座で十一作を合作したが、 推定される分 うち九作は 文楽の

四ノ端場が半平、四ノ切が小出雲。位小川半平、三ノ切が準現行曲) 初段から三段目と、五段目が千柳、「軍法富士見西行」(延享二年二月。正本第二位竹田小出雲、第三

四段目小出雲。 「楠昔噺」(延享三年正月) 初・三段目千柳、二・五段目松洛、四の文章に改竄があるが、一応、三・四・五・六・七・八上演。四の文章に改竄があるが、一応、三・四・五・六・七・八上演。明行は三・河 祭浪花鑑」(延享二年七月。多段世話物。千柳、小出雲、松洛)

連名の三人が「楠昔噺」と同じ分担で、四段目は小出雲のところ「寺「菅原伝授手習鑑」(延享三年八月。内題下に竹田出雲作) 作者

二ノ端場「伏見稲荷」は松洛。 とはいえない。「天拝山(安楽寺)」も、 名の第一 子屋」と端場 きにくいところがある。五段目も基本的に松洛 い切れない。松洛と二世出雲は、 一世出雲の関与、 「義経千本桜_ 長期にわたり同じ合作に関わってきたために、 作。番付では立作者並木千柳) 「北嵯峨」に千柳が大幅に手を加えたので、 (延享四年十一月。 松洛と二世出雲の共同執筆の可能性がないとはい 四段目は松洛執筆の徴証があるが、 竹本座の親子恩愛劇の作風を共有 正本で二世竹田出雲が立作者署 小出雲・松洛共同執筆か。 初段から三段目まで千柳、 両者の区別がつ 小出雲作

る。 千柳。 思われるが、「双蝶蝶曲輪日記」 松洛主体で書かれた「義経千本桜」 られるからである。千柳は松洛単独執筆の段には基本的に容喙せず、 与かと思われるのは、 は松洛・出雲共同執筆に、千柳がわずかに手を加えたか、と思われ は千柳との合作で、 本座色の濃い作。初・二・三・五・八(「引窓」)と九の最後の場が 、切に当る四「米屋」が松洛、 (この後、 双蝶蝶曲輪日記」 九は松洛、 道行 出雲共同執筆であったか、 (七) は保留として、 千柳・ 但し出雲と共同の可能性あり。 二世竹田出雲が立作者署名する最後の作品とな 松洛作 (寛延二年七月。 多段世話 竹本座の世話物には珍しく、 「源平布引滝」など二作 三ノ切に当る六「橋本」は松洛また の「橋本」は例外で、その場合は 強いて五段組織に当てはめると二 と思われる。 四段目にも手を加えていないと 六「橋本」に千柳関 物 「双蝶蝶曲輪日記 社会的視点が見 題材的にも竹

松洛・出雲共同執筆であっても、 執筆の主体は松洛であるはずだ

> ないが、 と認められる。 これは確実に松洛の作である。 掛村」「坂の下」の慈味は、 とみられがちである。が出雲も千柳も関係しない寛延四・宝暦元年、 を総合して、 吉田冠子・三好松洛作の現行曲 出雲と線の引きにくいところがあることで、 親子や家族の情をさらりと描く筆力を有する実力派の作者 松洛は言語遊戯を好む洒脱な作風、 素人作者吉田冠子に求むべくもなく、 以上の松洛執筆とみられる作 「恋女房染分手綱」 松洛は補助 深刻な劇には向 第六・第七「沓 的存在 (段

が、

く、松洛のように具祭浪花鑑」二・九、 記 田出雲である。 証がはっきりみえる曲がない。 が 四ノ切か。この段も、非現行の「軍法富士見西行」 松洛のように具体的に作風を指摘することが難しいのが二世 一世竹田出雲に関しては、 「楠昔噺」 四段目、 まず文楽現行曲でご 強いていえば前述の「ひらかな盛 いずれも成功作とはい 一世出 四 [雲執 ノ切、 筆の

十段目松洛、

他の段は千柳。道行は保留

「仮名手本忠臣蔵」(寛延元年八月。多段時代物)

前述の通り、二・

すものの 筆したとみる同氏の立場から、二ノ切に当る四段目を千柳作とみな 記載を、 まさしく並木千柳 をめぐり、 傍証」とし、この時期竹本座で千柳は、 以上、「仮名手本忠臣蔵」 森修氏が「消極的ながら千柳をこの段の作者とする一つの 「積極的理由はない」とも付言した、その 作品内容の検討を通して、 (宗輔) 作である、と認めるものである。 四段目に関する 「仮名手本忠臣蔵」 五段組織の二・ 『忠臣蔵岡目 「積極的理 四段目を執 四 評 |段目 判 由 0)

注

 $\widehat{1}$ 基礎文献として『義太夫年表 会編 九七九年~一九九〇年 近世篇』(義太夫年表近世篇刊行 八木書店)。また「並木宗輔展

- 載。 本宗輔関係の基本的文献が収録され、正本署名部分の写真も掲札宗輔関係の基本的文献が収録され、正本署名部分の写真も掲劇博物館発行 飯島満・永井美和子編集 二○○九年)には並書物館発行 飯島満・永井美和子編集 二○○九年)には並
- 図録の写真・翻刻による。編 一九七五年 三一書房)などに翻刻。ここは「並木宗輔展」2)『日本庶民文化史料集成 第七巻 人形浄瑠璃』(藝能史研究會

 $\widehat{12}$

11

- 一九七三年 三一書房)一九七三年 三一書房)一九七三年 三一書房)一九七三年 三一書房)一九七三年 三一書房)一九七三年 三一書房)一九七三年 三一書房)
- 第一位出雲となる。 第一位出雲となる。 第一位出雲、第二位千柳となるが、番付は第一位千柳、第二位出雲のまま、十一月「義経千本桜」では正本位出雲、第二位出雲のまま、十一月「義経千本桜」では正本第)二世竹田出雲襲名後の延享四年八月「傾城枕軍談」では正本第
- 5) 正本表記は「かほよ」。
- (6)『古今いろは評林』について本稿では『古今いろは評林――本文(6)『古今いろは評林をよむ会発行)に依拠するところが多いが、こ古今いろは評林をよむ会発行)に依拠するところが多いが、こ古今いろは評林をよむ会発行)に依拠するところが多いが、こらは釈――』(古今いろは評林をよむ会編 廣瀬千紗子・齊藤千と注釈――』(古今いろは評林――本文
- 第37号 二〇一一年)に翻刻がある。 (7) 土田衞「『歌舞伎年表』補訂考証 延享編」(「演劇研究会会報」
- (8) 『古今いろは評林――本文と評釈――』
- 穂市発行、二〇一一年。9)『忠臣蔵』第二巻、赤穂市教育委員会市史編さん室編、兵庫県赤
- 位地づけ考」(一九四九年)、「作者たち」(『國文學解釈と鑑賞』大阪市立大学文学会)。森修説はほかに後掲の「竹田出雲の作者(10)「人文研究」一―十二、二―四(一九五〇年一二月、五一年四月

- 四月公演プログラム)などにもみられる。 よび「「義経千本桜」と竹本座の人々」(文楽朝日座一九七〇年一九六七年十二月号「「仮名手本忠臣蔵」のすべて」至文堂)お
- 室編、兵庫県赤穂市発行、一九九七年。『忠臣蔵』第六巻、「芝居本」の翻刻、赤穂市総務部市史編さん
- び「「仮名手本忠臣蔵」論」など参照。再版、勉誠出版)「「菅原伝授手習鑑」などの合作者問題」およ拙著『浄瑠璃史の十八世紀』(一九八九年、勉誠社。一九九九年
- 編 一九七五年 三一書房)。(13)『日本庶民文化史料集成 第七巻 人形浄瑠璃』(藝能史研究會
- 文学研究室編 全国書房)。(4)「国語国文」十七―九(一九四九年一月、京都大学文学部国語国
- 衛・並木宗輔」(本文末)。実際には、為永太郎兵衛は、関った(15) 但し正本刊行は三十二年後の安永三年八月。「作者 為永太郎兵

としてもごく限定であるはず。

- び「四段目の趣向とその作者――文耕堂関係の合作浄瑠璃――」学紀要 A、人文科学三』一九五四年度、五五年三月刊)およ(16)「文耕堂浄瑠璃の趣向――その二段目切について(『大阪学芸大
- ――』一九六一年、風間書房)。 (I7)「文耕堂について」(『操浄瑠璃の研究――その戯曲構成について(『大阪学芸大学紀要 A、人文科学一』一九五三年三月刊)。
- (18) 二〇一一年、早稲田大学出版部。
- 田善雄『浄瑠璃史論考』(一九七五年、中央公論社) に収録。(19)「竹田出雲の襲名と作品」(「近世文芸」一 一九五四年十月、祐

- の 『軍法富士見西行』――」一三四・一三五頁参照。作者と平家物語』の「竹本座時代の並木宗輔――出発点として(21)伊藤りさ『人形浄瑠璃のドラマツルギー――近松以降の浄瑠璃
- (22)「並木宗輔展」図録の「竹本座時代の合作者たち」の
- て並木千柳を名乗る宗輔を、並木惣助と呼ぶ。同様に『古今い(24)『操曲浪花芦』でも『古今役者大全』でも、現在竹本座作者とし(23)「並木宗輔展」図録の「開催にあたって」(飯島満)。

31

30

- 山根為雄「明和期の竹本座」〈付録〉神津武男「「近松半二」署第9巻『黄金時代の浄瑠璃とその後』(一九九八年、岩波書店)、臣蔵」初演時以来の同時代的情報に基づいて記述している。臣蔵」初演時以来の同時代的情報に基づいて記述している。臣蔵」初演時以来の同時代的情報に基づいて記述している。で、近松半二の正本署名に関する詳細は、岩波講座 歌舞伎・文楽臣蔵」初演時以来の同時代的情報と呼ぶ。同様に『古今いて並木千柳を名乗る宗輔を、並木惣助と呼ぶ。同様に『古今いて並木千柳を名乗る宗輔を、並木惣助と呼ぶ。同様に『古今い
- とは思われない。
 近松余七と合作)にも見せたというが、挿絵まで送られてきた近松余七と合作)にも見せたというが、挿絵まで送られてきたの、
 近松東南は叙で著者一九から送られてきた原稿を読み、二世若

名作品一覧」参照

- (27) 小栗系の世界は、もともと婿舅である小栗、横山の確執の話で、小栗系の世界は、本国は常陸であるが、ここでは妻てるてのあるから、小栗は、本国は常陸であるが、ここでは妻てるてのので、小栗系の世界は、 もともと婿舅である小栗、横山の確執の話で
- (28) 歌舞伎として片岡仁左衛門(塩冶判官)と沢村長十郎(勘当の(28) 歌舞伎として片岡仁左衛門(塩冶判官)と沢村長十郎(勘当のついても、土田氏による重要な補訂がある。
- (29)『忠臣蔵』第一巻(執筆者 八木哲浩)赤穂市総務部市史編さん

- 弘文館)に依拠した。周文館)に依拠した。 弘文館)に依拠した。 弘文館)に依拠した。 弘文館)に依拠した。 公口眞子「「仮名手本忠臣蔵」と史実の 室編、兵庫県赤穂市発行、一九八九年。赤穂事件の史実につい
- 一九六一年、岩波書店)。 日本古典文学大系35『太平記』二(後藤丹治・釜田喜三郎校注
- 『浄瑠璃史の十八世紀』「「菅原伝授手習鑑」などの合作者問題」『浄瑠璃史の十八世紀』で扱わなかった作品(「夏祭浪花鑑」)や取上場を含む段で結論が相違するところはないが、本稿では『浄瑠璃史の十八世紀』「「菅原伝授手習鑑」などの合作者問題」
- 以後、「ひらかな盛衰記」昼夜通し上演は行われていない。ことが、上演にとって、いわば重荷になっている。一九八八年立劇場で復活されたものの、劇的とはいえない場が最後にある(33)現行曲「ひらかな盛衰記」四ノ切についていえば、この段は国
- を好んで描くところがあった。(34) 小出雲は「夏祭浪花鑑」二、九のように、捌き役的人物の活躍
- に詳しい考証がある。都語文」第26号 仏教大学国語国文学会 二〇一八年十一月)都語文」第26号 仏教大学国語国文学会 二〇一八年十一月)作成後に接し得た、廣瀬千紗子「狂言作者並木正三の周辺」(「京『忠臣蔵岡目評判』の成立に深く関わる近松東南について、本稿

(補

御意見をいただいた諸氏に、深く御礼申し上げる。 (顧問)ける報告をもとに増補修訂したものである。近松の会で御教示、付記 この研究ノートは、二〇一七年一月二十四日、近松の会にお